

MAGAZINE FOR QUALITY OF LIFE

MEDICAL



メディカル クォール

2013

6

JUNE

No.223

「オディロン・ルドン『夢の起源』」は、
損保ジャパン東郷青児美術館にて6月23日まで開催中



オディロン・ルドン
《アポロンの戦車》 1909年
油彩、パステル、厚紙
ボルドー美術館

医療構造改革の今日的課題⑤ <特別編>

変革の時を迎えた高齢者終末期の医療と介護
世田谷区立特別養護老人ホーム 芦花ホーム 常勤医師 石飛 幸三

トレンディ・レポート

安倍政権が進める成長戦略で変貌する？
わが国の医療・介護提供体制の規制緩和

医療変革期の病院経営戦略⑫

医療型サ高住
国際医療福祉大学大学院教授 武藤 正樹

今月のKEYPERSON

野中誠氏 米国 ラホヤ・アレルギー免疫研究所創業者 / クロスフロ！システムズ社CEO / 医師

「情報連携の推進を阻害するさまざまな
既成概念を変化させるべき時に来ている
のではないでしうか」

特集

日弁連の「患者の権利に関する法律大綱案の提言」
国や地方公共団体の責務としての医療体制の整備を前提に
患者と医療従事者がともに目指す医療を実現する指針

徹底解説・医療経営ゼミナール

第12回 医療法人の監事の役割

東日本税理士法人 副所長・税理士 坂田 茂

<表1>

<医療法第46条の4第7号>

監事の職務は、次のとおりとする。

- ① 医療法人の業務を監査すること。
- ② 医療法人の財産の状況を監査すること。
- ③ 医療法人の業務または財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3カ月以内に社員総会または理事に提出すること。
- ④ 第1号または第2号の規定による監査の結果、医療法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款もしくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを都道府県知事または社員総会もしくは評議員会に報告すること。
- ⑤ 社団たる医療法人の監事にあつては、前号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。
- ⑥ 財団たる医療法人の監事にあつては、前四号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- ⑦ 医療法人の業務または財産の状況について、理事に対して意見を述べること。

<表2>

医療法人監事監査チェックリスト

監査項目	監査結果		
	適正	要改善	該当なし
I 運営面			
1 定款で認められていない事業をしていないか(例)不動産賃貸、他法人への貸し付け			
2 社員総会、理事会が開催され、議事録が作成してあるか			
3 社員、役員の変更手続きは適正に行われているか			
4 役員変更の都度、変更届がなされているか			
5 役員が営利法人等(例:MS法人)の役員と兼務していないか			
6 資産総額、理事長職任の登記が適正になされているか			
II 会計面			
1 役員等への貸し付けがないかどうか			
2 役員、職員向けの社宅は適正家賃となっているか			
3 役員等が専ら私的に利用する法人車両等がないかどうか			
4 第三者の借入れのための担保提供、債務保証を医療法人が行っていないかどうか			
5 医療法人と理事長との間の取引について特別代理人を選任しているか			

<表3>

<社会福祉法第40条>

監事は、次に掲げる職務を行う。

- ① 理事の業務執行の状況を監査すること。
- ② 社会福祉法人の財産の状況を監査すること。
- ③ 理事の業務執行の状況又は社会福祉法人の財産の状況について監査した結果、不整の点があることを発見したとき、これを評議員会(評議員会のないときは、所轄庁)に報告すること。
- ④ 前号の報告をするために必要があるとき、理事に対して評議員会の招集を請求すること。
- ⑤ 理事の業務執行の状況又は社会福祉法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

いるにもかかわらず、定款変更の手続きを行っていない。
さらに、監事が内部監査機能を發揮していない事例も次のとおり指摘している。
① 会計処理が正確にできておらず、決算数値が合わない、使途不明金がある等の状況が数年間続いているにもかかわらず、監事が決算を承認している。
② 役員の間連会社と、特命等により

不透明な業務委託契約を結んでいるにもかかわらず、監事が指摘していない。
③ 理事長が、資金運用のため法人資金を外部流出させているにもかかわらず、監事が指摘し、改善させていない。
④ 財産を元本保証のない外国債で運用しているにもかかわらず、監事が指摘し、改善させていない。
つまり、社会福祉法人の経営適正

化が叫ばれている以上、医療法人のうち社会福祉法人と同じ非課税法人である社会医療法人(医療法第42条の2の認定を受けた法人)にも、社会福祉法人並みの監事の職務が求められるのは必然であろう。
○今後の監事に求められること
従来のような監事のスタイル(名ばかり監事)では今は通用しない。かといって、医療関係法令、診療報

酬・介護報酬に精通していない監事ではその職務を全うするのは難しい。財産の状況の監査はできても、業務の監査を行うには監査を行う側にそれ相応の知識と経験が求められるからである。
要は、会計監査だけではなく、業務についてもアドバイス、提案のできる監事が求められる。つまり、会計だけの監査を行うのでは片手落ちであるということだ。

○誰でも閲覧請求できる書類
医療法人は、左記書類を毎会計年度終了後三カ月以内に都道府県知事へ届け出ることになっている。
① 事業報告書
② 貸借対照表
③ 財産目録
④ 損益計算書
⑤ 監事の監査報告書
都道府県知事は、これら書類の請求があった場合には、これを閲覧に

○社会福祉法人の監事との違い
(表3)のとおり、社会福祉法人の
これを受けて行う監事監査とは、厚生労働省が公表している「医療法人管理運営指導要綱」に基づいて、(表2)のように行われるべきである。
○社会福祉法人の監事との違い
(表3)のとおり、社会福祉法人の

① 会計・経理事務処理について(五二法人)
イ. 決算書類について一致すべき数字が合わない、会計年度終了後二か月以内に決算処理がなされていない等、予算・決算の処理が不適切である。
ロ. 契約に当たって入札や見積り合わせを行っていない、契約業者を選定した理由等の意思決定経緯が明確ではない、契約書等が整備されていない等、契約事務が不適切である。
② 理事会等の開催について(三六法人)
特定の理事が理事会等に長期間欠席している、欠席する理事が多い、理事会が形骸化している等。
③ 定款が、実態と不一致等(二九法人)
事業目的の追加、基本財産の変更、役員・評議員定数の変更等が生じて

平成一九年施行の医療法改正により、監事の職務が明確化されるとともに、決算終了後に都道府県へ提出する書類も変更された。
今年はじめの医療機関債の詐欺事件(「医」社団 真匡会など)では、監事の機能が働いていなかったこと等が話題となったが、今一度、見張り番である監事の役割について紹介したい。
なお、この医療機関債の詐欺事件を受けて厚生労働省が行った調査によると、全国で一八の医療法人が計四一件の医療機関債を発行しており、発行総額は約四四億円、うち真匡会による医療機関債が約一二億円と、ほぼ四分の一を占めていた。

○監事の役割とは
事業報告書等を誰でも閲覧できるようにした現在、監事の役割が重要性を増している。(表1)のとおり、医療法第四六条の四において監事の職務が明示されている。ポイントは、「業務の監査」と「財産の状況の監査」の二本立てである。つまり、会計の数字だけの監査をしていればよいというものではない。
これを受けて行う監事監査とは、厚生労働省が公表している「医療法人管理運営指導要綱」に基づいて、(表2)のように行われるべきである。

監事の職務は社会福祉法第四〇条で定められている。医療法人の監事の職務とかなり似ている。
一方で、社会福祉法人は行政側が「運営管理」の面まで指導検査を行っている。たとえば、東京都の指導検査による社会福祉法人に対する主な指摘事項は次のとおりである。
① 会計・経理事務処理について(五二法人)
イ. 決算書類について一致すべき数字が合わない、会計年度終了後二か月以内に決算処理がなされていない等、予算・決算の処理が不適切である。
ロ. 契約に当たって入札や見積り合わせを行っていない、契約業者を選定した理由等の意思決定経緯が明確ではない、契約書等が整備されていない等、契約事務が不適切である。
② 理事会等の開催について(三六法人)
特定の理事が理事会等に長期間欠席している、欠席する理事が多い、理事会が形骸化している等。
③ 定款が、実態と不一致等(二九法人)
事業目的の追加、基本財産の変更、役員・評議員定数の変更等が生じて